

令和 6 年 3 月 定例教育委員会

日 時 令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 9 時 3 0 分～

場 所 市役所 1 1 階会議室 1

出席者

（教育委員）

陣内教育長 松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員 西沢委員

（事務局）

大藤教育総務部長 溝口総務課長 宿利スポーツ振興課長 中尾図書館長 栗林学校教育部長 鳩山学校教育部次長兼学校教育課長 富野学校教育部次長 藤原学校保健課長 藤川総合教育センター所長 山口少年科学館長 峰松総務課長補佐兼庶務係長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

（1）教育長報告

（2）令和 6 年 1 月分 議事録確認

（3）議 題

- ① 佐世保市教育委員会事務局処務規程等の一部改正の件（総務課）
- ② 佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件（総務課）
- ③ 佐世保市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の件（総務課）
- ④ 佐世保市スポーツ推進委員規則等の廃止の件（スポーツ振興課）
- ⑤ 佐世保市立図書館規則の廃止の件（図書館）
- ⑥ 令和 7 年度（2025）使用中学校教科用図書採択の件（学校教育課）
- ⑦ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件（学校教育課）
- ⑧ 佐世保市学校給食に関する条例施行規則及び佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正の件（学校保健課）
- ⑨ 佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件
（青少年教育センター）

（4）協議事項

なし

（5）報告事項

- ① 少年科学館のご紹介と報告（少年科学館）
- ② 少年科学館の令和 6 年度「ふるさと教育」拡充について（少年科学館）

(6) その他

- ① 次回開催予定について
- ② ③を秘密会とする件
- ③ 学校運営状況報告について（学校教育課）

◆教育長報告

- 2月26日 本会議（3月定例会）
- 2月26日 文教厚生委員会（3月定例会）
- 3月1日 本会議（3月定例会）
- 3月2日 文化及びスポーツ表彰
- 3月4日 本会議（3月定例会）
- 3月5日 本会議（3月定例会）
- 3月6日 本会議（3月定例会）
- 3月7日 文教厚生委員会（3月定例会）
- 3月8日 文教厚生委員会（3月定例会）
- 3月11日 文教厚生委員会（3月定例会）
- 3月14日 中学校卒業式
- 3月18日 小学校卒業式

(1) 教育長報告・議事録確認

【陣内教育長】

3月の定例教育委員会を開催いたします。まず私の方から報告させていただきます。2月26日から3月19日まで、市議会の定例3月議会が開催されました。教育委員会関係としましては、まず先議で補正予算について、立神観光公園の土壌汚染に関する対応であるとか、学校の施設整備の補正予算を計上しております。それから、令和6年度の当初予算について、それから、話題になっておりました給食費無償化に関する条例などが主な内容でございましたが、すべて全会一致で可決していただきました。それから、質問についても9人の方から13件いただきました。

それから学校関係ですが3月14日に中学校、3月18日に小学校で卒業式を実施することができました。皆さま方にも式辞をいただきましてありがとうございました。

1月分の議事録の方の確認はよろしかったでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

ありがとうございます。それでは議題に入ります。「① 佐世保市教育委員会事務局処務規程等の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

(2) 佐世保市教育委員会事務局処務規程等の一部改正の件

【溝口総務課長】

まず、議題1「佐世保市教育委員会事務局処務規程等の一部改正の件」ですが、こちらは、スポーツ振興課及び図書館を教育委員会から市長部局へ移管することなどに伴い、所要の改正を行うものです。

改正する規則・規程は、「佐世保市教育委員会事務局処務規程」を含めて4件になり、施行期日は全て令和6年4月1日となります。

改正内容につきまして、まず、「佐世保市教育委員会事務局処務規程」の改正ですが、両課の移管に伴うものとして、第1条に規定している事務局の組織と資料4ページにかけ

て記載しております第5条に規定している事務分掌から「スポーツ振興課」に係る文言を削除し、第6条に規定している施設の所管等と別表に規定している各課かいの文書に用いる記号の規定から「図書館」と「スポーツ振興課」に係る文言を削除するものです。

また、こちらは移管に伴うものではありませんが、第2条に規定している部長、課長、係長等の設置及び職務について、職員の定年年齢引き上げに伴い、60歳を超えた管理職が引き続き定年年齢まで勤務する場合は、役職定年制により、一般職に降任して「専門官」という職に就くこととなりますので、「専門官」の設置及び職務に係る規定を追加するものです。

次に、「教育長に対する事務委任規則」の改正ですが、資料7ページをお開きください。第1条に規定している教育委員会から教育長に委任する事務としている「図書館協議会委員」を委嘱することを削除するものです。

次に、「佐世保市教育委員会職員服務規程」の改正ですが、資料9ページをお開きください。第2条に規定している施設等に勤務する職員の勤務時間等から「図書館」に係る文言を削除し、「図書館」に係る規定を削除することにもない、第2条第1項の表の備考の規定について文言整理を行うものです。

最後、「佐世保市教育委員会公印規則」の改正ですが、資料12ページをお開きください。別表1に規定している公印の中にある「佐世保市立図書館之印」と「佐世保市立図書館長之印」を削り、別表2に規定している2つの公印のひな形を削除とするものです。議題1の説明は以上です。

【陣内教育長】

ありがとうございました。図書館とスポーツ振興課の組織変更に伴う修正、もう1つは、定年年齢が上がりますが、役職のみは今まで通り60歳で定年となりますのでそれに伴って新たな職種を付け加えるというこの2点だったと思います。お尋ね等ございますか。よろしいですか。ご意見なければこちらは承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

1つ目の議題につきましては以上です。議題2と3は奨学金関係ですので一緒に説明をお願いします。

（３）佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件

（４）佐世保市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の件

【溝口総務課長】

議題2「佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件」ですが、こちらは、佐世保市奨学金のうち、大学等の貸付金額を現在の「月額2万円」から「月額2万円、3万円、4万円からの選択制」に見直すとともに、一般奨学基金を資金とする奨学金の要件について、現在の運用に合わせた内容に改正するもので、施行期日は令和6年4月1日となります。

改正内容につきましては、まず、奨学金の貸付金額の見直しに伴うものですが、第4条に規定している奨学金の貸付金額について、大学等の貸付金額を現在の「月額2万円」から「月額2万円、3万円、4万円からの選択制」に見直すため、大学等を対象にしている「5帖佐奨学基金」から「9一般奨学基金」までの貸付金額について、「大学等は月額2万円、3万円、4万円から選択」と改正するものです。

次に、一般奨学基金を資金とする奨学金の要件の改正についてですが、こちらは、平成22年3月31日の江迎町との合併時に、合併前の江迎町の奨学金を借りていた者が、合併後も引き続き佐世保市の一般奨学基金を資金とする奨学金を借りるための要件として

「合併後も引き続き江迎町の区域に住所を有する者又はその子女」を規定したのですが、該当する者は、理論上平成27年3月31日まででいなくなりますので、平成27年4月1日に改正しておくべきものが改正されずに残っていましたので、今回改正をさせていただくものとなります。

該当者がおらず、市民サービスに影響がなかったとはいえ、適切なタイミングで改正をすることができておりませんでした。申し訳ありませんでした。

ちなみに、平成17年4月1日に合併した吉井町・世知原町と平成18年3月31日に合併した宇久町、小佐々町についても同様の規定を設けておりましたが、こちらは該当者がいなくなった時点（江迎町との合併に伴う改正時点）で改正をされておりました。以上が議題2の説明になります。

引き続いて議題3の説明を行います。議題3「佐世保市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件」ですが、こちらは、佐世保市奨学金のうち大学等の貸付金額の見直しや申請書等の押印の見直しなどに伴い、様式について所要の改正を行うもので、施行期日は令和6年4月1日となります。

改正内容につきましては、まず、奨学金の貸付金額の見直しに伴うものですが、様式1が「奨学金貸付申請書」になりますが、表面の改正はありませんので、資料31ページの裏面部分をご覧ください。

上から2段目の太枠、改正前の規定が「他の奨学金への出願状況」と記載している欄ですが、こちらは現在、併願を認めていますので、記載する必要がない項目となっておりますが、代わりに、「大学等の奨学金の貸付金額を選択制」に見直すことに伴い、奨学生が貸与希望金額を記入する欄に改正するものです。

次に、押印の見直しに伴うものですが、ポストコロナに向けた行政手続きのオンライン化とともに、各種書類への押印廃止などの見直しを実施してきましたが、今回、これまで見直しを検討してきたものについて、性質上押印が必要なものの以外の書類への押印を廃止することとしましたので、所要の改正を行うものです。

資料31ページ「奨学金貸付申請書」の下段の枠内の本人及び連帯保証人欄の押印については、申請書は申請をする段階の書類であり、正式に奨学金を借り受けることが決定していないので、押印不要と判断し、廃止するものです。

続いて、資料32ページ「佐世保市奨学生推薦調書」の下段の枠内にある記入責任者欄ですが、こちらは高校の担任の先生等に記入してもらう欄ですが、その下の学校長氏名欄に押印をいただくため、記入責任者の押印は必要ないと判断し、廃止するものです。

これら以外の様式も同様の考え方に基つき、押印を廃止できるものは廃止するようにしています。

最後に、大学等の奨学金の貸付金額の見直しや申請書等の押印の見直しに伴うものの以外の理由で改正するものですが、資料33ページをお開きください。

代表的なものを挙げますと、記載欄の下2つの目の※印に連帯保証人は「佐世保市内に居住し」と記載されていますが、規則第7条第3項には「連帯保証人2人のうち1人は市内に住所を有する者」と規定していますので、申請者が誤解しないように、申請書にも同様の記載をするように改正するもので、記載内容の主旨は変えずに、適切な表現に整理するようにしています。議題3の説明は以上です。

【陣内教育長】

ありがとうございました。奨学金の対応額を選択制にして柔軟にしたいということで一律2万円を2万円、3万円、4万円の選択制にするというのがひとつ。それから、合併時の特例措置として時限的に実施していたものが、期限が過ぎているので削除しますというもの、それから書式を整理するという案件だったかと思います。ご意見等ございますか。

【中村委員】

この奨学金についてはどのように、保護者の方や生徒自身に周知が図られているのでしょうか。また、奨学金には金利がいくらかかって、返済は何年間なのでしょう。それと、

例えば、教育学部を出て長崎県で何年以上教職を勤められたら、この奨学金は免除になりますよということで、Ｕターンして帰ってきてくださる方を増やすような制度というのはあるのでしょうか。以上、３点を教えていただければと思います。

【溝口総務課長】

まず１点目の奨学金の制度ですが、奨学金自体は無利子で貸付をします。奨学金の返済については、大学等を卒業されてから半年経過後に返済をしていただくということとなっております。返済の期間は高校であれば１０年以内、４年制大学であれば１６年以内で返済いただくとそれぞれに期間を設けております。

現在、佐世保市の奨学金制度には今のところ免除の規定はございませんが、その代わりに、佐世保市の移住政策の中で、佐世保市に帰ってくる学生もしくは、佐世保市以外から移住をした方、その方が奨学金を返済しているという状況があれば、返済した奨学金を補助する制度がございます。これを最大１０年間、要件としては、佐世保市内に居住することなど、様々な要件がございますが、そういったものをクリアすれば、返還した奨学金の一部を補助するという制度も設けております。教育委員会として今のところまだ免除型はございませんので、そういった制度を活用ができる方は勧めることとしております。

周知の件ですが、奨学金制度については、各学校に案内をいたしまして、周知を図る部分と、あとは県の育英会が、日本学生支援機構と県の育英会と、各市町村が持っている奨学金制度、それをまとめたパンフレットを毎年作成されますので、それを中学校と高校に配布をさせていただいて、そういった中で、自分に合った奨学金を選んでくださいというような周知をしております。あとは、市のホームページでも周知をしておりますので、問い合わせがあれば、口頭での説明と併せて、そういったホームページなりパンフレットなりで確認をしていただくようなことも案内をしている状況です。以上です。

【中村教育委員】

ありがとうございます。無利子ということであれば借りる方にとっては大変ありがたいことだと思いますが、特に佐世保にＵターンする方を増やすという意味ではですね、何かより帰って来なくなる動機になるような政策を考えていただければ、将来もっと良くなるのではないかという意見でございます。よろしくお願いいたします。

【陣内教育長】

ありがとうございます。他はよろしかったですか。それでは２つ目の議題と３つ目の議題についても、承認としてよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

それでは議題の４番目、「佐世保市スポーツ推進委員規則等の廃止の件」について、事務局から説明をお願いします。

（５）佐世保市スポーツ推進委員規則等の廃止の件

【宿利スポーツ振興課長】

佐世保市スポーツ推進委員規則等の廃止の件についてご説明いたします。資料は１４ページをお願いします。提案理由としましては、ご承知の通り、今回の機構改革に伴いまして、市長部局のスポーツ振興課ということになりますので、教育委員会規則を廃止することです。ただ、廃止といいましてもなくなってしまうわけではございません。文化スポーツ部において、同じようなものが規則として制定されることになりますので、市民

の方に対しても実際の運用基準といったものが変わるわけではございません。対象となっております規則は資料に記載の通り12本ございますが、2から12までが施設に関するもので、一番上の部分だけがスポーツ推進委員の規則ということになります。説明は以上でございます。

【陣内教育長】

規則の制定権者、運用権者が、教育委員会ではなくて市長部局に変わるということで、教育委員会の規則は廃止して、新たに市長部局の方で同じような内容の規則を作るというものです。

ご意見等よろしかったでしょうか。

それではこちらは承認とさせていただきたいと思います。

議題の5番目「佐世保市立図書館規則の廃止の件」について説明をお願いします。

（６）佐世保市立図書館規則の廃止の件

【中尾図書館長】

資料は16ページをお願いいたします。佐世保市立図書館規則の廃止の件についてです。これについても、今、スポーツ振興課長から説明があったものと同様に、図書館が市長部局へ移管されることに伴い教育委員会の規則を廃止するものです。新たにまた市長部局の方で制定して今までと変わらず運用していくような形になります。説明は以上です。

【陣内教育長】

ありがとうございます。

ご意見等よろしかったでしょうか。

それではこちらは承認とさせていただきたいと思います。

（７）令和７年度（２０２５）使用中学校教科用図書採択の件

【陣内教育長】

それでは議題の6番目、「令和7年度（2025）使用中学校教科用図書採択の件」について説明をお願いします。

【鳩山学校教育課長】

資料は18ページをご覧ください。提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書につきましては、法令で定める期間である4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっており、令和5年度の8月には、教育委員の皆様から、令和5年度から使用する小学校の教科用図書の採択をいただいたところでございますが、令和6年度は、表題にございます中学校の教科用図書採択の年となっておりますことから、その採択の方針につきましてご提案申し上げるものでございます。なお、採択いただく教科用図書は、令和7年度から中学校及び義務教育学校後期課程において使用されることとなります。

教科書採択事務の流れにつきましてご説明申し上げます。資料は19ページをご覧ください。一番上段に8月上旬までに教育委員会が最終的に採択することとなっておりますが、そこまでの流れを簡単に説明させていただきます。

まずは、一番下の欄をご覧ください。「校長、教職員の意見について」という部分でございますが、5月から7月にかけて、まずすべての学校に教科用図書の見本本を巡回して、教職員の意見を聴取したいと思っております。

その上に「中学校調査員」というところがございます。各教科の研究部に依頼をしまして、専門性の高い教職員と10名程度の調査員を任命して、調査員にはすべての出版社の教

科書について、観点に照らし合わせた研究をしていただき、その調査結果をその上部組織であります「中学校選定委員会」に報告をいただきます。

「中学校選定委員会」は、中学校長及び義務教育学校長で組織されたものでございますが、調査委員からの調査結果の報告、また、各学校からの教職員等の意見を踏まえながら、採択審議委員会で推薦する教科書の選定を行います。すべての出版社の教科書を対象としながら審議し、推薦する2から3社をその上部組織でございます「採択審議委員会」に報告をいたします。

「採択審議委員会」は、学識経験者、保護者代表、地域住民、学校関係者等10名の委員による組織でございますが、5月から8月にかけて、4回開催される予定であり、この期間に教科書の研究をしていただきます。事務局からの説明をもとにした研究会を開催するなど、研究を深めていただきながら、7月には選定委員会からの報告を受け、その内容も含めた審議を行い、最終的には教育委員会に推薦する教科書から3者を報告することとしております。

そして、8月の前期教育委員会もしくは臨時教育委員会という形で、教育委員の皆様にも最終的に、本市の生徒に最もふさわしい教科書を決定していただく、そのような流れとなっております。

なお、先ほど申し上げました、「中学校調査員」による調査、「中学校選定委員会」による調査につきましては、採択審議委員会条例により「置くことができる」とされております。

教育委員会で採択いただく教科書の研究を充実させるため、是非とも設置していただく方向で、採択審議委員会におきましても、ご提案をさせていただきたいと考えております。

なお、ここで1点、ご意見をいただきたいと思います。採択審議委員会から教育委員会へ報告をいただく2から3者の報告の方法についてでございます。2から3者の教科書をフラットな状態で報告をする方法も考えられますし、順位をつけて報告する方法等も考えられます。教科書の採択権者は教育委員会ですので、当然この2から3者以外の教科書から採択いただくことも可能であるのですが、どのような報告の方法が望ましいか、よろしければ後程、ご意見をちょうだいいただければと思っております。

資料20ページをご覧ください。大まかなスケジュール案を記載させていただいております。また、21ページには採択の流れに係る構造図及び主な根拠法令について記載しておりますのでご参照ください。また、採択までのスケジュールに関しましては、詳細を22ページに記載しております。時系列に示しておりますが、一覧の右端に参加者を記載しております。7月11日に行われます第2回採択審議委員会の研究会、7月25日の選定委員会、同じく7月25日の第3回採択審議委員会、また、8月6日の第4回採択審議委員会につきましては、教育委員会の皆様の出席を必ずしもお願いするものではございませんが、可能でしたら、傍聴をいただき、最終的な採択決定に活かしていただければ幸いです。

なお、その他の資料としまして、23ページに採択審議委員会の委員名簿案、24ページ以降には、教科書採択に係る概要、法令等を掲載しております。教科書採択が、保護者や地域住民への説明責任を果たし、疑念の目を向けられないよう、公平性透明性を確保するために、特に検定申請後の取り扱い、教科書採択の公平確保、教科書発行者との関係、情報提供については、全職員に対しまして厳に指導の徹底を図って参ります。29ページには、佐世保市教科用図書採択審議委員会条例を掲載しております。説明は以上でございます。

【陣内教育長】

19ページの大まかな流れが、今日ご審議いただきたい中身でございますが、お尋ね等ございますか。

【古賀教育委員】

公平確保というところで、パブリックコメントは実施されるのでしょうか。

【鳩山学校教育課長】

パブリックコメントにつきましては、見本本を教育センターに置かせていただきます。見本本につきましては、一般の方も見る事が可能となっております。その際にいただいた感想やご意見等は採択を行う上での参考にさせていただきます。

【西沢教育委員】

中学校調査員の欄の中に、「県教育委員会作成の」というところがありますが、この選定の基準となるものは、国ではないのでしょうか。例えば、文科省がこういうガイドラインがあってというところから県教委が作られているのかそれとも長崎県独自の教育方針があって作られているのか、その辺の国とのすり合わせが行われているのでしょうか。

【鳩山学校教育課長】

一定の基準によって国で検定作業をして選ばれているものばかりでございます。その上で、県独自の観点項目を設定しており、それを参考にしながら、佐世保市独自の観点項目の設置をいたしまして、調査員はそれに従った調査を行い選定委員会に報告を行うという流れになります。

【西沢教育委員】

県独自の観点項目や、市独自の観点項目というのは、どこかで私たちも知ることができるという認識でよろしいでしょうか。

【鳩山学校教育課長】

県で作成されたすべての教科書の特徴が記載された資料、佐世保市で作成したすべての教科書の特徴が記載された資料を教育委員の皆様に配付をさせていただきます。

【西沢教育委員】

「校長・教職員の意見について」というところにも書いてありますが、「教科書について研究を行い」といった記載がありますが、具体的にどのような研究をされているのでしょうか。

【鳩山学校教育課長】

全ての教科書が全ての学校に一定期間届くことになります。中学校ですから、その教科の担当者が自分の教科、例えば6者あるのであれば、その6つの教科書すべてに目を通しながら、その教科書の良いところ、あるのであれば課題も含めて意見を管理職に伝えて、管理職が意見を集約して選定委員会に報告をするという流れになっております。

【西沢教育委員】

メリットデメリット含めて、その担当教科の先生が、この教科書はこういう点が生徒にとって良いとか、ここが課題であるというものをまとめた上で、さらに、上のレイヤーの教職員の先生が話し合ったものをまとめていらっしゃるということによろしいでしょうか。

【鳩山学校教育課長】

おっしゃる通り、すべての教職員の声が反映される形となります。まず、この「校長・教職員の意見について」というところにつきましては、それぞれの学校で出された意見ということで選定委員会の際に提出がされて、現場からの生の声として受け止められます。一方で、調査委員から報告される内容は、それぞれの教科書の特長、この教科書を使うことによって生徒にどういった良い所があるかといったことを中心とした報告をいただくこととなります。

【西沢教育委員】

この研究に関して、今説明していただいたことはすごくクリアになりましたが、例えば

長崎県の中学生の成績の傾向に照らし合わせるということは特にされていないのでしょうか。単純にその教科書を使うことによるメリットデメリットのみを、考えていらっしゃるということで大丈夫ですか。

【鳩山学校教育課長】

当然、その辺りを含めた意見が交わされることになろうかと思います。

【陣内教育長】

資料の19ページで確認をさせていただきたいと思います。まず、調査員と選定員については、条例の中で「置くことができる」となっております。置かなくても置いてもいいですよということになっておりますが、事務局の方からは、調査員も選定委員会も置く方向で提案がなされております。これは置くということによろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

できるだけ重層的、多角的な目を経ていきたいということで、この2つを置くということで進めたいと思います。

それから一次採択審議委員会の10名程度の例として挙げておりますが、学識経験者2名程度、大学の教授と退職校長会、それから保護者代表2名については市P連の方に人選をお願いしたい。地域住民の2名については、青少年健全育成連盟と、民児協の方に人選をお願いしたい。学校教育の関係としては、小・中の校長会会長をお願いしたい。それから事務局の職員として、学校教育部長と教育総務部長をお願いしたいという例が示されておりますが、概ねこれはよろしいですか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

それから、調査員は調査をしますので選定はいたしません。調査員の報告が、選定委員会に上がって行って、一定の選定がなされる。ここは、2社から3社を選定するというところで、原案が上がってきております。また、選定委員会の報告を受けて採択審議委員会が同様に2者から3者を決定するというところで上がってきております。ここについてはよろしいですか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

採択審議委員会が考える順位にとらわれることなく、教育委員の皆様にお考えいただくという方法と、採択審議委員会が考える順位を参考にしながら採択をしていくという方法のどちらがよいかということについてご意見をいただきたいとのことでした。

義務教育諸学校に関する教科書については、使用義務がある主たる教材になります。ですから大変大きな影響を持つものでありますので、文部科学省が著作権を持つものもしくは文部科学省が検定をしたものの中から選ぶという前提になっております。あくまでも選定ではなく検定ですので、教科書として満たしていないところは修正がされて、修正結果を見て、検定を合格する合格しないとなってきますが、どの教科書がいいとかどの教科書にどんな特長があるといった調査を文科省はされません。はみ出しているところを検定として修正させるだけですので、そこから先の選定に関わっては各市町の教育委員会の最た

る職務の1つだと言われております。ですから、極端な言い方をすれば、10者の中から採択審議委員会が3つを選んできた。教育委員会がこの3つではないものを選ぶことは全然やぶさかではないです。権限は皆様にしかないというものでございます。そこを踏まえた上で、2者から3者を出してもらうのか、2者から3者を出してもらうときに1位、2位、3位をつけてもらうのか、あえて全くつけないで出すのかというところについて事務局がものすごく気にしております。

【中村教育委員】

結論から言って、順位に引っ張られるので、順位はつけてない方が望ましいとは感じます。ただ、特長や課題はたくさん書いてあった方がいいと思います。その結果、順位が推測されるぐらいの資料があっていいと思います。ですが、結論づけてあるとそれに引っ張られて、本来、私たちが気づくようなところも出てこなかったら、お役に立てないので、順位はついてないけども、なるべくたくさんの書き込みがあるのが望ましいのではないかと私は感じます。

【松野教育委員】

我々は推薦された2者から3者だけではなくて全部を見ていきますので、3者、あるいは4者の推薦が届いてもかまわないのではないのでしょうか。

【陣内教育長】

「教育委員会に推薦する教科書を2者から3者決定する」とありますが、3者程度と表現を変えてもらいましょうか。

【西沢教育委員】

例えば、1年生の国語の1年間の学習を通してのゴールというか、こういう学習能力を身につけることが目標ですといった最終的な指針は示されるのでしょうか。内容1つ1つの細かいところにフォーカスして考えることはできますが、その1冊を通しての目標だとかゴールというものかわからないまま、選んでしまうのはちょっと個人的に危ないかなと思うところがあるので、この教科書を通してというか、この学年ではこういうことを学んでもらいたいという目標を教えていただくと選びやすいかなと思いました。もしそういうものがあればその理由とともに一緒にお渡しいただけると私個人としては、公平に忠実に選べるかなと思いましたので、可能であればお願いしたいです。

【鳩山学校教育課長】

基本的に国が選んだ検定本ということから考えますと、この教科書を使えば、目的を達成できるであろうというところの判断は、一応国からはなされているというふうには感じております。ただ、佐世保市の子どもたちが、どの教科書がその目的を達成しやすいのかというような観点は、大切にしていきたいというふうに思っておりますので、できるだけその観点に応じたような資料が作成できますようにしてまいります。

【古賀教育委員】

この教科書が電子書籍でもできるのではないのかという動きはありますか。

【鳩山学校教育課長】

現段階ですべての教科書が電子化されるというところまでの話はいただいておりません。国の方が、一部の教科書について電子化を試行的に進めているところがございますが、全教科が電子書籍されるといった可能性は今のところございません。

【陣内教育長】

それでは、先ほどのような方向で進めていってよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

（８）佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

【陣内教育長】

「佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件」について事務局から説明をお願いします。

【鳩山学校教育課長】

改正の理由に関しまして、これまでの経緯を簡単に申し上げますと、ちょうど1年前になります令和5年3月の当委員会におきまして、公立幼稚園の給食費に関する規則の一部改正について、議決をいただいたところでございます。

当時の改正の内容は大きく2点ございました。1つは、給食食材費の高騰に伴い、同額の給食費では、同等の給食を提供することが難しいことから、令和5年度から給食費の値上げを実施するものでございました。2点目が、幼稚園で給食の提供を受ける園児の保護者につきましては、急激な食材費の高騰による負担を考慮し、公的負担を行いまして、令和5年度は給食費の値上げを行わないというものでございました。

今回、令和6年度におきましても、令和5年度と同様、給食の提供を受ける園児の保護者に対しましては、給食費の額を前年同様の額とすることとし、所要の改正を行うために、同条例の施行規則につきまして、一部改正を行うものでございます。

令和5年度から、給食費の月額が3,500円から3,700円に値上がりしておりますが、保護者の負担は3,500円とされておりまして、令和6年度も同額と考えております。

資料50ページをご覧ください。具体的には、附則に5と6の2項を加えることとしております。5項には、月額とその内訳を示しておりまして、6項には、事由があった場合、例えば、月の途中での入園や退園、長期の欠席、災害等により、緊急に給食の提供ができなかった場合等の月額の算出計上の考え方について、示しているところでございます。

本施行規則の施行日は令和6年4月1日としております。以上で説明を終わります。

【陣内教育長】

ご意見等よろしいでしょうか。なければ承認ということではよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

（９）佐世保市学校給食に関する条例施行規則及び佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正の件

【陣内教育長】

それでは議題の8つ目「佐世保市学校給食に関する条例施行規則及び佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正の件」について説明をお願いします。

【藤原学校保健課長】

内容の説明に入ります前に、今回の提案につきまして、少し時系列で説明させていただきたいと思っております。

11月に開催されました前期教育委員会におきまして、12月の定例市議会への提出議案ということで、給食費の無償化に伴います佐世保市学校給食に関する条例の一部改正、それ

と、それに関する給食会計のシステム改修を行うための補正予算の説明を11月にさせていただいておりました。補正予算につきましては、12月の議会の定例会において議決がなされ、対応が進んでいるところでございます。

また、条例の一部改正議案につきましては、継続審査事件ということで、文教厚生委員会の方で審査を継続されまして、先般の3月定例会において議決がなされたものであります。なお、資料の添付はいたしておりませんが、学校給食に関する条例の一部改正について議会に提出した内容ですが、第4条のところで、今現在、市長は給食費負担者から給食費を徴収するという、徴収するだけの規定を持っておりました。これを、4条の条文中に、規則で定めるものを除くということで文言を追加しております。その議決をいただきましたので、今回はその規則の範囲を定める内容のご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。それでは資料52ページをお願いいたします。

今回の規則の改正につきましては、大きく2つございます。まずは先ほどご説明いたしました給食費の無償となる範囲を規則で定めることと、また、過去に改正をいたしておりました内容等につきまして、一部誤字がございましたことから、改めて改正をさせていただくために、このような表題内容となっております。

まず1つ目の佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件の提案理由でございますが、令和6年度から市立中学校の第3学年及び義務教育学校9学年の学校給食費を無償化するにあたり、無償化の対象についての規定を定めるものになります。また、保護者の負担軽減を目的に、令和6年度については、5年度と同様、学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者に限り、学校給食費の額は改正前の額とするということで、こちらは先ほど幼稚園の方と同趣旨の内容となっております。

補足させていただきますと、市長のマニフェストとして給食費の無償化が挙げられておりました。これらを含めた未来を育む子育て支援ということで、令和6年度から様々な子育て支援の事業に取り組まれております。給食費につきましては、まず、市立の中学校3年生及び義務教育学校の9学年の給食費を無償化することとして、庁内での意思決定の確認をされておまして、その対応を進めることとなっております。

これによりまして、新たに施行規則の第5条のところに、給食費を無償化する学年を定めるものとなっております。この学年を定めまして、それ以下の条文につきましては5条を追加しますので、5条の追記以降、従来の5条以降については6条ということで1つずつ条項が繰り下がるような形となります。

またここに記載しております、後段の部分ですけれども、「第10条第1項及び第2項に規定する振替による場合は、この限りではない。」ということで記載をしておりますが、ここにつきましては従来生活保護者等の制度の規定を持っておまして、生活保護制度については従前通りとして優先して取り扱う旨ということで記載をしております。

次に、給食費の額の据え置きについてですが、資料の61ページをご覧くださいと思います。改正内容ではございませんので、趣旨のご説明をさせていただきたいと思います。

給食費というのは、物価上昇に伴って金額の改定をしております。1のところに書いておりますが、給食費の1食単価のところでは、小学校でいきますと従来230円がすでに265円、それから中学校では280円が325円ということで改定をしております。下のイメージ図のところでございますが、幼稚園と同じでございます。この令和5年度と令和6年度については、価格上昇分を公費負担として、市の方で負担をしたいということで考えております。

ですから、保護者様の負担につきましては、令和5年度と同様に、小学校230円、中学校280円の1食単価を据え置きしたいということで、この部分について規則の方で再度定めを1年間延ばすような形として考えております。ここにつきましては施行期日を令和6年4月1日から対応ということで考えております。

それから資料戻っていただきまして、53ページの方になります。53ページのところに、先ほど申し上げました2つ目のものになりますが、佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正の件についてでございます。資料60ページのところに新旧対照表をつけておりますが、右左ご覧くださいと思いますが、1のところの、「この条例は」となっておりますものが、本来でありますと、「この規則は」という文言が正し

ゆうございますので、その改正を行っております。事務作業の中で確認ができず、再度の改正となりましたことに、大変申し訳なく思っております。なお、この改正等につきましては公布の日ということで、改正を考えております。説明は以上でございます。

【陣内教育長】

ご質問、ご意見ございますか。

今回条例の改正のときに、今後の方向性として、今、給食を食べてもらえない不登校の子どもさんや、アレルギーで給食が喫食できない子どもさんに対するケアをどうするのか。それから、県立学校、私立学校の中学校3年生をどうするのかということを早急に取りまとめるようにという指示を受けておりますので、事務局の方でしっかりと進めていただいているところでございます

【松野教育委員】

大変ですが、着実に進めていただければと思います。

【陣内教育長】

よろしかったでしょうか。

【全教育委員】

はい。

（１０）佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件

【陣内教育長】

それでは議題の最後、「佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部改正の件」について説明をお願いします。

【川口青少年教育センター所長】

資料62ページをご覧ください。今回、佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則の一部の改正の件ということでご説明をさせていただきます。改正する規則につきましては、佐世保市青少年教育センター設置条例施行規則第1条、第3条、第5条の一部改正でございます。

提案理由につきましては、資料62ページにお示ししましたように2点ございます。まず1点目が、青少年教育センターに配置されております職員について、佐世保市教育委員会職名等規則に沿うように、第3条及び第5条に、「主幹」、「副主幹」及び「専門官」を追加したいと考えております。2点目は、令和4年3月に佐世保市青少年教育センター設置条例の一部改正が行われたときに、条ずれがございましたのでそれを解消するというものでございます。

具体的な例につきましては、資料64ページに新旧対照表がございますのでご覧ください。施行日につきましては令和6年4月1日でございます。説明は以上でございます。

【陣内教育長】

ご質問等よろしいでしょうか。それでは承認ということでよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

（１１）少年科学館のご紹介と報告

（１２）少年科学館の令和６年度「ふるさと教育」拡充について

【陣内教育長】

報告事項について、事務局から2件併せて説明をお願いします。

【山口少年科学館長】

報告事項の資料1ページをお願いします。これまで実施してきましたイベント等について、ご紹介をさせていただきます。12月22日でございますが、西海市にあります音浴博物館とコラボをしまして、「クリスマスミュージックナイト」ということで、真空管から流れるレコード音楽を聞きながら、プラネタリウムを楽しんでいただくというようなイベントを企画しまして、52名のお客様にご参加をいただいております。

続きまして、1月28日日曜日に、「サイエンス広場で遊ぼう」という子どもたち向けの科学イベントを実施いたしました。長崎大学それから長崎国際大学、高専、佐世保工業高等学校、それから企業様としまして、大新技研株式会社様、西部ガス佐世保株式会社様などのご協力をいただきまして、ブースをたくさん開いて子どもたちそれから親子でのいろいろな科学体験などをさせていただきました。この日1日で、「サイエンス広場で遊ぼう」に参加いただいたお客様が860名、それからプラネタリウムにお越しのお客様を合わせると約1000名のお客様においでをいただきました。コロナ禍が明けて制限なしでの初めての開催となって、たくさんのお客さんに参加をいただきました。新聞等にも写真とかを載せていただいております。

それから今回初めてちょっとやってみた企画ですが、佐世保独楽本舗さんとコラボレーションをしまして、佐世保独楽の絵付け体験と独楽の回し方体験教室というのを行いました。実際に塗ったコマを回すと、見え方がどんな風になるんだというような科学的なお話とともに、佐世保で生まれた伝統的なおもちゃの遊び方などについても、実際にご指導いただいてそこで、親子で回してみるというような体験教室をしております。約66名の方々に参加をしていただいて、良かった楽しかったというような感想をいただいております。

2月16日にはオーロラの写真を撮っておられる北海道在住の中垣哲也さんをお招きしまして、オーロラのトークイベントそれから画像を紹介するイベントを行いました。まず16日には、総合教育センターの講堂で一般向けの方に無料で入っていただいております。17日、18日につきましては、プラネタリウムの中で、ファミリー向け、それから一般向けと2本のプログラムを用意いたしまして、たくさんのお客様に来ていただいております。この方は音楽の編集などもされる方で、地球のすばらしさを感じたといったような感想をたくさんいただきました。3日間で約200名近くのお客様に来ていただいております。

3月11日の3.11東日本大震災の日の星空と、それにまつわる被災者の方々と星空との繋がりを描いたドキュメンタリー番組を1週間ぐらい無料で流しています。震災の記憶を忘れないというためにも、こうキュッとなるような内容ではありましたが70人以上の方に見ていただいております。

それから先日行いました、図書館とのコラボレーションイベントでございます。図書館の方にお2人来ていただいて、プラネタリウムの中で星空を映したり、あとクイズを行ったり、オノマトペを使った詩を作るようなことを行ったり、それから読み語りを行っていたいて、そのあと少年科学館の職員から今日の空に見える星などについてお話をさせていただきました。私からは以上です。

【藤川総合教育センター長】

続きまして、「少年科学館の令和6年度「ふるさと教育」拡充について」ご説明いたします。資料3ページをご覧ください。少年科学館の令和6年度「ふるさと教育」の拡充につきましてご報告をさせていただきます。この取組は科学館の取組として進めて参りますが、今まで通り、体験的な活動を通して科学に対する興味を高め、子どもたちのふるさと教育を拡充し、ふるさとに対する学びを広げるとともに、体験を通じた学びを深めることで、ふるさとへの愛情や誇りを醸成し、地域へ貢献しようとするということを目的として、新たに各種の取組を展開するものでございます。これらの取組が、地元で働き、暮らす意識

の醸成に繋がって、ひいては、将来の若者の定着、Uターンを促進する取組へと展開することを期待するものでございます。

資料の左側上段には、取組の背景をまとめております。まず、地方創生の取組につきましては、全市的な展開で取り組まれておりますが、教育分野におきましても積極的な取組を推進していくという考え方に基いております。

続きまして、ふるさと教育につきましては、現在、学校教育課において、中学校1年生約2,000人を対象に、佐世保の歴史や文化に直接触れることで、郷土の歴史や文化に対する理解や協力に対する誇りや愛情を育ててふるさとの発展を願う、そういう態度を培うことを目的とした、ふるさと歴史発見学習を実施しております。

さらに小学校4年生、約2,200人を対象に、子どもたちが佐世保市の自然環境に対する誇りや愛情、命を大切に作る心を育てるために、ふるさと環境自然体験学習を実施しております。これにつきましては、少年科学館の理科学習支援事業と共同で実施をしております。この事業の教職員や子どもたちへのアンケートによれば、ほぼ100%が「ためになった」、「佐世保のすばらしさを感じることができた」と回答をいただいております。

これらの事業を通して、子どもたちが教室ではなく、現地で体験的な活動を通して、佐世保の良さを深く理解し、さらに新しい佐世保の魅力を再発見することは、ふるさとを愛する子どもたちを育てていく上で非常に有効であると考えております。このような小中学生が体験的にふるさとの良さについて学ぶ機会の提供、さらに拡充していきたいと思っております。そして魅力溢れるまちづくり、若者の定着に繋がるような取組へつなげていきたいと思っております。

また、本市は連携中枢都市圏の中心市でございます。その役割と責任から、広域圏市町の教育委員会と連携しながら、広域圏の子どもたちを含めてふるさと教育を拡充して参りたいと考えております。

続きまして、さらにこの取組を官民協働で進めるために、昨年より30を超える企業と意見交換をさせていただいております。その中では、地域の担い手を育てるためには、地元を知ることがやはり大切だ、ぜひふるさと教育の推進を応援したい、そういうお声もいただいております。

そのようなことから、年間4万人を超える保護者並びに子どもたちが訪れる少年科学館、これを拠点として活動を進めて参りたいと思っております。

科学館を拠点としたふるさと教育の拡充は、3つの取組で進めて参ります。左側中段よりイメージ図を記載しておりますが、イメージ図の右側から、まず地元学習といたしまして、地域の産業や人材と出会う、ふるさと教育を推進するために、地元経済を支える多様な企業団体を知る機会を積極的に提供して参りたいと思っております。次に、生活環境学習といたしまして、地元で暮らす意識を醸成するふるさと教育を推進するために、上下水道の仕組みやごみ分別の大切さを知る機会を提供して参りたいと思っております。最後に広域圏学習といたしまして、地域の魅力を心と記憶に刻むふるさと教育を推進するために、広域圏市町の歴史や自然などの魅力を知る機会を提供して参ります。

続いてこれらの取組を進める仕組みについてご説明いたします。官民協働のふるさと教育の取組を実現させるための仕組みとして、「佐世保市ふるさと教育協賛制度」を構築いたします。科学館のふるさと教育の取組に賛同してくださる企業団体に、ふるさと教育を応援する企業サポート会員「星きりりサポーター」になっていただきます。1口あたり年10万円の協賛金に加え、工場見学や農業体験などについてのご支援をいただきながら、科学館との共同教室を実施する計画を立てております。

現状のご報告ということでは、右側イメージの上段に記載しております。現段階で、科学館のサポート制度参画意向のある団体は、市の企画部、水道局を含め、23団体となっております。令和6年度の協賛金としての歳入目標300万円に対しまして、見込額は現時点で同額の300万円となっております。

今後につきましてもご協力いただける企業団体を募り、官民協働の取組を広げていきたいと思っております。また企業様からは、経営者や職場仲間からのメッセージなどをいただいて、市の横断的な取組の中で、企画部の西九州させば移住サポートプラザが運営する

広域圏特設サイトに紹介する取組を進めて、子どもたちが地元企業を知るきっかけづくりを進めていきたいと思っています。

ふるさと教育の拡充に伴う具体的な取組内容といたしましては、まずは科学展示コーナーにおいて、地元学習として星きりりサポーターの展示、生活環境学習として、上下水道やごみ処理の仕組みに関する展示、広域圏学習として、広域圏市町の歴史や魅力などの展示を新設いたします。また、年間9,000人が観覧する、県北唯一のプラネタリウムにおいても、地元学習として企業紹介をして参ります。また、これらの取組を深める取組といたしまして、ふるさと教育とプラネタリウム招待券を盛り込んだ科学館リーフレットを、本市と広域圏の小学校4年生と中学校1年生の約8,000人に配布いたします。さらに、プラネタリウムを活用した新しい科学館イベントに、本市と広域圏が小学校5年生と中学校2年生を紹介いたします。

最後に、新たな広域連携の面では、小値賀町教育委員会と連携し、小値賀町小学校4年生、14名いらっしゃる見込みですが、児童を科学館に招待し、本市の理科学習支援事業への参画を実現させます。以上、新年度より進めて参ります少年科学館を拠点とした協働のふるさと教育の拡充についてご説明いたしました。報告は以上です。

【陣内教育長】

報告事項として少年科学館から令和5年度の活動と令和6年度の構想について報告をいただきました。お尋ねなどございますか。ちなみに令和4年度の来館者数はどれくらいですか。

【山口少年科学館長】

約39,000人です。令和5年度は2月末時点で45,000人となっています。令和6年度の目標は5万人としています。

【松野教育委員】

広域圏はどれぐらいの市町があるのでしょうか。

【藤川総合教育センター長】

平戸市、松浦市、佐々町、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、県をまたぎまして、伊万里市、有田町でございます。

【陣内教育長】

報告ありがとうございました。この後は学校運営状況報告がありますが、これにつきましては皆様にお諮りした上で、ご承認いただければ秘密会として取り扱いますがよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい。

【陣内教育長】

秘密会として非公開として取り扱いますのでお願いいたします。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----